

平成26年（ネ）第126号

大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外187名

一審被告 関西電力株式会社

## 証拠説明書

平成27年9月10日

名古屋高等裁判所金沢支部 御中

一審原告ら代理人弁護士 佐藤辰弥

同上 笠原一浩

ほか

### 記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲198	論文「原子炉格納容器内の水蒸気爆発の危険性」 写し	2015.9.1	高島武雄, 後藤政志	①水蒸気爆発のメカニズム ②原発過酷事故時において, 水蒸気爆発により格納容器が破壊される現実的危険があること。例えば, 福島原発事故を起こした東京電力の福島第一原発は, たまたま原子炉压力容器の直下には大量の水がなかったために, 大規模な水蒸気爆発が起こらなかったが, 熔融物が原子炉压力容器の真下にたまり, そこで冷却水と接触する等していれば水蒸気爆発につながったこと ③過酷事故対策として一審被告が想定するシナリオには重大な過誤があり, 水蒸気爆発を引き起こし得ること ④規制委員会は, 水蒸気爆発を除外する

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
					<p>一審被告のシナリオを追認したが、審査書の根拠とされたJAEA報告書では水蒸気爆発の可能性が否定されていないこと</p> <p>⑤取り返しのつかない不可逆な事態を避けるためには、不確実なことがらについてはより厳しい仮定に立って判断し、論理的に発生が否定できない場合には、発生するものとして考えて、これを確実に遮断するための対策を要求すべきであること</p> <p>等</p>
甲199	大飯原発3・4号機運転差止控訴審意見書	原本	H27.9.7	滝谷紘一	本件原発には水素爆発の具体的危険性があること。

以 上